

# 医師からの病状説明等の対応時間について

## 【ご協力をお願いします】

全国的に、医師の過重労働が問題となっており、厚生労働省から医療機関に対して「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取り組み」について対応を求められております。また、長時間労働の是正など、働き方改革を推進するために、働き方改革関連法が平成31年4月1日に施行され、令和3年5月21日に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立しました。これは医療者の過労を減らして、患者さんに良質な医療を提供するための法律で、遵守しなければ病院に罰則が科せられるとのことです。

当院におきましても、皆様に安全・安心で質の高い医療を提供し続けていくためにも、医師を含む病院職員の時間外勤務軽減に向けた取り組みを開始いたします。

つきましては、一般診療や患者さん及びご家族への病状や手術などの説明は、原則として、下記により平日の時間帯内に限らせていただくこととします。

病状の変化等により緊急に説明が必要と判断した場合は、適宜対応いたしますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

1. 緊急でない患者さんの病状説明等は、原則として、平日の時間内（8：30～17：15）に行うこととします。
2. 緊急や病状の急変など、緊急に説明が必要な場合は、上記の限りではなく、適宜対応いたします。
3. 休日や平日夜間は、当番医が主治医の代わりに対応する場合があります。

令和4年9月  
病院長